関連資料1-1-12

事　務　連　絡
令和５年３月７日

保育所等設置者・施設長　様

川崎市こども未来局保育事業部保育第１課長

法改正に伴う保育所等の安全計画策定の義務化について

日頃から、本市の保育行政に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

保育所における児童の安全の確保について、他自治体で起こった送迎バスにおける児童の置き去り事案等を背景に、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 66 号）が国会で可決・成立し、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われ、さらに、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 159 号）」において、保育所等については、令和５年４月１日より安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各施設において策定することが義務付けられることとなりました。

本市におきましても、上記改正を受け、「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」について、児童福祉施設の設置者が安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じることを義務付ける条例改正を予定しているところです。

保育所等における安全の確保に関する取組については、既に児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準をはじめとする様々な規定により、事故発生の防止のための指針の整備等を行っていただいているところですが、各施設におかれましては、厚生労働省より発出された留意事項等に関する通知や保育所等安全計画例を参考に、安全計画の策定に取り組んでいただきますようお願いいたします。

１　安全計画の策定

令和５年４月より、保育所等を利用する児童の安全を確保するための安全計画の策定が義務付けられます。保育所等は、各年度において、当該年度が始まる前に、設備等の安全点検、活動・取組等における安全確保のための指導や各種訓練及び研修等の取組について年間スケジュールを定めてください。

２　児童の安全確保に関する取組

安全計画の策定にあたり、保育所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期を整理し、必要な取組を安全計画に盛り込んでください。

（１）安全点検について

ア　施設・設備の安全点検

イ　マニュアルの策定・共有

（２）児童・保護者への安全指導等

ア　児童への安全指導

イ　保護者への説明・共有

（３）実践的な訓練や研修の実施

（４）再発防止の徹底

３　施設長等の役割

施設長等の保育所の運営を管理すべき立場にある方は、次の役割が求められます。

・策定した安全計画について、保育を行う保育士等の職員に周知するとともに、研修や訓練を定期的に実施すること。

・児童の保護者等に対し、児童の安全に関する連携を図るため、安全計画に基づく取組を周知すること。

・ＰＤＣＡの観点から、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。

４　参考

安全計画の策定にあたり、厚生労働省による令和 4 年 12 月 15 日付け事務連絡「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」を参考にしてください。

（庶務・指導担当）

電 話 044-200-2662